

屋根防火についての解釈

双和化学産業株式会社

		建築基準法 63 条地域		建築基準法 22 条地域
		防火地域	準防火地域	特定行政庁が指定する区域（屋根防火地域）
法律	基準法の条文	【第 63 条】 防火地域又は準防火地域の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。		【第 22 条】 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。
	基準法施行令	【第 136 条の 2 の 2】 政令で定める技術的基準とは、 1. 屋根が市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発煙をしないものであること。 2. 屋根が市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融・亀裂その他の損傷を生じないものであること。		【第 109 条の 5】 政令で定める技術的基準とは、 1. 屋根が通常の火災による火の粉により、防火上有害な発煙をしないものであること。 2. 屋根が通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融・亀裂その他の損傷を生じないものであること。
	建設省告示	【建設省告示第 1365 号】 技術的基準に適合する屋根は、 1. 不燃材料で造るか又はふくこと。 2. 屋根を準耐火構造とすること。 3. 屋根を耐火構造とする、断熱材は 50mm 以下、勾配は 30 度以下、で防水材（アスファルト、シート、改質アスシート、塗膜防水※ ¹ ）を張ったもの。		【建設省告示第 1361 号】 技術的基準に適合する屋根は、 法第 63 条に規定する方法に順ずる。
参考	建築構造の制限	3階以上又は面積が 100 m ² を超える場合は耐火建築物。	4階以上又は面積が 1500 m ² を超える場合は耐火建築物。	【参考】 防火と耐火の違いイメージ図 
		その他は耐火又は準耐火建築物。	面積が 500 m ² ～1500 m ² の場合は耐火又は準耐火建築物。	
		—	3階の場合は耐火又は準耐火建築物。	
木造※ ¹	2階	適用外	延べ面積 500 m ² 以下なら ○	○
バルコニーFRP 防水	3階	適用外	延べ面積 500 m ² 以下なら △※ ³	○
ツーバイフォー※ ²	2階	延べ面積 100 m ² 以下なら ○	延べ面積 1500 m ² 以下なら ○	○
	バルコニーFRP 防水（準耐火構造物）	3階	適用外	延べ面積 1500 m ² 以下なら ○

※¹ FRP 防水は塗膜防水に含まれる。（平成 27 年 1 月 21 日付 国住指第 3807 号）。

※² ツーバイフォー住宅は準耐火構造認定取得の前提。法律上（建築基準法）の解釈であり、実際の適用は建築主事の判断による。

※³ 法律上（建築基準法）の解釈であり、実際の適用は建築主事の判断による。

2020.7.1